

◆消費者センター等をかたる不審な電話やはがきにご注意ください！ 【消費者庁からの情報提供】

消費者センターやこれに類似した名称をかたる者から、不審な電話がかかってきた、自宅にはがきが届き身に覚えのない料金の支払いを要求された、という相談が寄せられているとの情報提供がありました。

よく似た名称には、「消費者相談センター」、「消費生活相談センター」、「消費生活情報センター」、「〇〇生活センター」などがあります。

〈相談事例〉

- 消費者センターから、「あなたの個人情報が漏れています。削除しますか？」という電話がかかってきた。
- 消費生活相談センターから、「未納金があります」と書かれたはがきが自宅に届いた。

など

〈消費者庁から皆様へのアドバイス〉

- 都道府県や市町村等に設置されている消費者センターは、相談をしたことのない方に電話をかけたり、はがきを送ったりすることはありません。
- 消費者センターへの相談は無料です。どのような理由があっても、消費者センターから消費者（相談者）の方にお金を請求することは絶対にありません。
- 連絡してきた相手先が消費者センターなのかどうか、少しでも疑問や不安を感じたら、電話やはがきで指定された電話番号ではなく、下記の消費生活相談電話もしくは消費者ホットライン「188(いやや!)」番にお電話ください。



◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談窓口

● **消費生活相談専用電話：6614-0999**

※消費者ホットライン「局番なし188(いやや!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクター
エルちゃん